

令和5年度志木市立宗岡第四小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月 1日策定

令和 3年9月 1日改訂

1 生徒指導といじめ防止

(1) 生徒指導について

社会の中で自分らしく生きることができる大人へと児童生徒が育つようその成長・発達を促したり支えたりする働きかけの総称を生徒指導という。

一人一人の児童生徒の健全な成長を促し、児童生徒が自ら自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、生徒指導の一層の充実を図っていくことが必要である。また、生徒指導は学校の教育目標を達成するうえで重要な機能を果たすものであり、学習指導と同様に学校教育において重要な意義を持つものでもある。そのため、これら生徒指導を行う際には、「児童生徒の成長・発達を促したり支えたりする意図でなされる働きかけ」という明確な自覚を持ち、適切に行っていくことが大切である。

本校においては、生徒指導の中核となる生徒指導の3つの機能「自己決定の場を与える」「自己存在感を与える」「共感的な人間関係を育成する」を様々な教育活動で生かしてきた。また、児童生徒理解を図り積極的な生徒指導や学習指導を行うにあたり、児童の実態をより詳細に把握するため、学校教育短期目標に照らし合わせ、児童及び保護者へのアンケートを実施したり、児童や保護者との面談を設定したりするなどの取り組みにも力を入れてきた。

以上のような考え方や取組をもとに「いじめ防止」について検討していく。

(2) いじめ防止について

いじめは決して許されないことである。しかしながら、いじめはどの学校でも、どの学級でも起こりうるものである。したがって、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速かつ適切に対応するためには、児童の実態を常に正確に把握することが重要である。そこで本校では、児童の実態を日常的に把握し、家庭や地域社会と連携しながら「いじめの根絶」に取り組むとともに、児童自身に「いじめをしない、させない、許さない」強い意志をはぐくんできた。また、教職員一丸となって「いじめは人として絶対許されない行為であり、いじめで苦しんでいる児童を全力で守る」という共通認識のもと、指導にあたってきた。さらに、いじめが発生した場合を想定し、校長のリーダーシップのもと全教職員が適切に対応できるよう、常に「報告・連絡・相談」を確実に実施し、全教職員で共通理解を図りながら組織として取り組んでいけるよう、校内体制を整えてきた。

「志木市立宗岡第四小学校いじめ防止基本方針」は、これらの対策を更に実効的なものとし、児童の尊厳を保持する目的の下、学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

2 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう（「いじめ防止対策推進法」による定義）。なお、起こった場所は校内の内外を問わない。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、組織として行う。

上記の考えのもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係の児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情と自己肯定感を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、組織を活用し様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各関係諸機関・団体や専門家と協力して、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、指導にあたる。

3 いじめ問題に取り組むための校内組織

法第22条に基づき、本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「宗岡第四小学校いじめ防止対策委員会」（以下「対策委員会」という）を設置する。構成員は、校長、教頭、主幹教諭（教務主任）、生徒指導主任、当該学級担任等とし、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の心理や福祉の専門家も参加するものとする。

対策委員会は、管理職以下全教職員でいじめ防止等の共通理解を図り、教育委員会と適切に連携し、学校全体でいじめ対策を行う中核となる役割を担う。また、学校基本方針が学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直す主体となる。

また、学校は実情に応じて、関係機関（PTA、教育サポートセンター、朝霞警察署、青少年育成推進員）と連携して対応する。

4 いじめの未然防止のための取組

（1）いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

① いじめゼロ運動

児童会活動等を通して、いじめゼロを推進する。

② 感謝の気持ちを伝え合う活動

思いやりや感謝の心をもって、周囲に応えようとする心情を高めるために、学級や学年、異学年、全校など多様な関わりを大切にし、感謝を伝え合う活動を行う。

③ 道徳授業の充実

道徳授業を充実させるとともに年1回以上授業を公開する。自己肯定感を育てる視点で、道徳ノート等を活用し豊かな心の育成と家庭・地域の連携を図る。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情と自己肯定感を育む教育活動を推進する。

① 一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・児童が主体的に取り組める学習活動や自分の考えを伝え、聞き合える学習の工夫
- ・たてわり活動での異学年交流の充実（遊び・給食・清掃等）
- ・児童の自発的な活動を支えるクラブ活動・児童会活動（委員会活動等）の充実

② 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

ソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、誰にでも認められる自分が存在するを感じさせることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることにつなげる。

③ 命の大切さや人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と協働する楽しさやうれしさを実感できる豊かな心を育成し、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における体験活動を推進し、社会性の育成を図る。

5 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、組織を活用し様々な手段を講じる。

- ①「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。
- ②児童の変化に気付いた場合には、学年や生徒指導部会、いじめ防止対策推進委員会等の場において気付いたことを共有し、連携を図りながら複数の目で当該児童を見守る。
- ③変化がみられる児童に対しては、管理職・教職員が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談活動」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④「学校生活に関するアンケート」を度行い、児童の悩みや人間関係を早期に把握し、児童の心情に寄り添う。
- ⑤実践的な態度を養う道徳教育の充実を推し進める。

(2) いじめの早期解決のために、全教職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめているのと同様であるということを指導する。
- ④学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

⑥研修会等の実施など、教職員のいじめ問題に対する指導力の向上に取り組む。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ①いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ②学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、いじめ問題などの相談窓口の利用を勧める。
- ③学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえ、取組の工夫・改善を図る。

6 いじめを認知した際の具体的対応

(1) いじめの訴えの適切な把握

いじめの訴えがあったら、内容を正確に把握する。その際、被害児童と保護者の気持ちに寄り添いながら、「いつ」「どこで」「だれに」「どんなことをされた」など、5W1Hに沿って正確に聴き取る。その際、「誰が」「いつ」聞き取ったかを明確にする。

ア 被害児童への対応

被害児童に寄り添い支える態度で接する。秘密を守ること、被害児童の安全確保に努めること、継続して支援すること等を約束し、被害児童の不安を和らげる。

イ 被害児童保護者への対応

初期対応の遅れや保護者との意思疎通の不十分は、早期解決を困難にさせるといふ認識の基に、保護者が児童の一番の理解者であるということ念頭に置き、丁寧に情報提供を行う。また、家庭での様子など、保護者からの情報提供をお願いする。また、学校はいじめを許容しない毅然とした姿勢を見せる。

(2) 組織での対応方針の検討

相談を受けた教職員は、個人で解決しようとせず、組織で情報を共有し、対応方針を検討する。いじめの訴えを組織で適切に把握した上で、訴えのあった具体的ないじめ行為を整理し、その行為の有無をどのように確認していくかを検討する。

(3) 適切な事実確認

いじめの訴えに対し、複数の方法を検討しながら迅速に事実確認を行う。

ア いじめに関する状況や資料の確認

怪我の状況や悪口が書かれた実際の物等を確認し、写真やコピーなど記録を残す。特にネットいじめの場合、情報を消去される前に内容を写真やスクリーンショットとして保存しておく。

イ アンケート調査

事実確認のためのアンケートを実施する際は、事案に応じ、アンケート項目を十分に検討すること。また事案によっては、実施方法を被害児童と保護者に確認し、了承を得てから行うことも留意する。

ウ 聴き取り調査

聴き取り調査を行う際は、人選に配慮し、正確に行うよう聴き取り用紙を準備し、組織として何をどのように確認するか、聴き取り事項を事前に共有する。

複数名に聴き取る場合は、個別に別室で同時に行い、組織で情報共有、情報のすり合わせを行い、確認内容が一致するまで繰り返す。

記録については、一連の流れを時系列で対応記録として残すこと。

(4) 組織での指導方針の検討

聴き取った情報は組織で共有し、以下の点を中心に指導方針を検討する。

- ア 被害児童に対して
 - ・ 事実確認した内容に関する情報提供
 - ・ 指導方針の説明
 - ・ 再発防止策
- イ 加害児童に対して
 - ・ 指導の必要性と内容
 - ・ 保護者への説明と協力要請

(5) 被害児童等への適切な情報提供と加害児童への対応

- ア 被害児童及び保護者
 - 事実確認の結果や、学校としての対応方針について、被害児童及びその保護者に適切な情報提供を行う。その際、被害児童や保護者に寄り添う。
- イ 加害児童
 - 自分の行った行為を振り返らせ、いじめは絶対にいけないことであるということを理解させる。その際、非のみを責めるだけでなく、行為の背景に目を向け、再発防止に向けた継続的なケアをしていく。
- ウ 加害児童の保護者
 - 適切な情報提供を行い、保護者の心情を慮りながら、事案に応じ、時には寄り添い、時には毅然とした態度で接する。保護者が児童の一番の理解者であるということを念頭に置き、保護者に対して丁寧に理解を求め、学校と保護者が共通理解のもと児童への指導を行えるよう働きかける。

(6) 解消までの見守り

いじめが解消している状態とは、以下の二点が満たされていることが必要である。

- ・ いじめに係る行為が止んでいる状態が3ヵ月以上継続していること
- ・ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

7 ネットいじめにおける対応の留意点

(1) ネットいじめ対応について

ネットいじめは、他のいじめに比べて大人の目に留まりにくいという特徴がある。反面、ネット上に文字や画像、個人情報等が残り、児童が心に受けるダメージも消えず、気付いた時には事態が深刻化している場合もある。

ネットモラルに関する継続的な指導を行い、日頃からの未然防止の取組を充実させるとともに、犯罪性が考えられたり、学校だけでは対応が困難だったりする場合には、早い段階で警察等関係機関への相談を検討する。

(2) ネットいじめの特徴

- ・ 匿名性が高く、容易に書き込みができ、被害者にも加害者にもなりうる。
- ・ ネットに挙げられたデータは複製等が容易で、拡散が早く、完全な削除は難しい。
- ・ 児童生徒のネットの利用状況について、保護者や教職員による把握が難しく、ネット上で行われているいじめに気付きにくい。

(3) 具体の対応

- ①被害児童からいじめの証拠となる情報を確認する。その際、使用されたアプリ、アカウント等を基に事実確認を行い、時系列と共に、画像データで記録する。

- ②組織を招集し、対応方針を確認し、被害児童の保護者に対しても説明を行う。
- ③事実確認を行い、結果を児童や保護者に情報提供する。
- ④情報の拡散が見られた場合、児童に対し、拡散した情報の削除をさせる。
- ⑤必要に応じ、ネットサービスの運営会社に情報の削除を依頼する。その際、本人、または保護者から依頼をするのが基本だが、場合によっては教職員が補助をする。
- ⑥必要に応じて外部機関と連携を図りながら、被害児童の心のケアに努める。

8 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

9 いじめ防止に向けた令和5年度計画案

月	活動内容 ※生徒指導部会、教育相談は毎月開催とする。
4月	教職員研修（いじめ防止基本方針の共通理解）、授業参観懇談会
5月	地域訪問 道徳授業（善悪の判断）
6月	児童理解研修 人権作文の作成 朝霞警察連絡協議会 生徒指導連絡協議会
7月	授業参観懇談会、個人面談
8月	人権教育研修 生徒指導研修、特別支援教育研修
9月	授業参観懇談会 道徳授業（生命の尊さ） いじめ予防教室（9月6日）
10月	学校公開、
11月	いじめ撲滅強化月間 感謝の集い ネットモラル講演会
12月	授業参観懇談会 人権標語の作成
1月	道徳授業（親切、思いやり）
2月	授業参観懇談会
3月	1年間のまとめと評価